



## 資源(古紙・布類)の収集について

古紙・布類は再生・再利用しますので、「資源」の回収日に出してください。  
もえるごみで出さないようお願いします。

### ■古紙類

紙に再生します。再生するとき  
に水に溶かしますので、雨天でも収  
集します。

- 新聞・チラシ
- 雑誌(週刊誌、書籍類、教科書、ノ  
ートなど)
- ざつがみ(紙箱、包装紙、たばこ  
のパッケージ、はがき、封筒、メ  
モ用紙、トイレットペーパーの  
芯、シュレッダーした紙など)
- 段ボール
- 紙パック

### ■布類

そのまま再利用しますので、傷んだもの、汚れたものは出さな  
いください。また、濡れるとカビが発生して再利用できなく  
なりますので、雨天の場合は次回の収集日にお出してください。

- 洋服(シャツ、ズボン、スカート、トレーナー、セーターなど)
- 革ジャンパー、毛皮コート
- 毛布、シーツ、タオル、カーテン

### 出せないもの

- 下着、汚れているもの、破れているもの
- 綿や羽毛が入ったもの(ダウンジャケットなど)
- 床に敷くもの(カーペット、マット類)
- ビニールの雨ガッパ



## 剪定枝・刈草の個人持ち込みについて

東埼玉資源環境組合の堆肥化施設  
では、家庭から出る剪定枝・刈草を受け入れています。  
予約は不要です。燃えるごみ減量のために、枝・草の  
自己搬入にご協力ください。

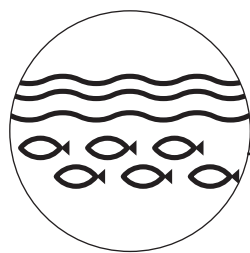
■日時/毎週月～金曜日(祝祭日を  
除く)午前9時～正午、午後  
1時～4時

■場所/東埼玉資源環境組合  
堆肥化施設  
(越谷市増林3-2-1)

■受入形態/長さ1m以内、太さ  
15cm以内(枝と草は分け、根の部  
分は取り除く)

■持ち込めないもの/シュロ、竹、  
笹など繊維質の強いもの、その他  
異物(針金、ビニールなど)





## 浄化槽の管理を適正に行いましょう

浄化槽は微生物により汚れた水を、きれいな水にして水路や川に流す働きをしています。浄化槽の機能を保つには、日ごろの保守点検・清掃・定期検査が必要です。

### 法定検査

#### 1. 設置後の水質に関する検査(7条検査)

設置された浄化槽が、適正に施工され、機能しているかを確認するための検査です。

浄化槽の使用開始後、3ヶ月～8ヶ月の間に受けてください。

#### 2. 定期検査(11条検査)

毎年1回、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかどうかを確認する検査です。

#### 3. 指定検査機関

(社)埼玉県環境検査研究協会  
☎048-649-5151

### 清掃

浄化槽内の汚泥等の引き出しや調整、機器類等の洗浄をする作業で、年1回以上実施しなければなりません。

清掃は町の許可を受けた業者に依頼してください。

- ・ (有)松伏清掃事業 ☎991-3011
- ・ 共栄商事(有) ☎991-4828
- ・ エスシーエス(株) ☎048-936-1234

### 保守点検

浄化槽の点検、調整、修理を行います。概ね3ヶ月～4ヶ月に1回以上実施しなければなりません。保守点検の回数は、浄化槽の規模や種類によって異なります。

浄化槽の保守点検は埼玉県の登録を受けた業者に依頼してください。

## 教育文化振興課のお知らせ

# 青少年健全育成 「標語」「作文」を募集

青少年の健全育成に関する標語・作文を募集します。テーマは、明るい家庭づくりや地域づくりなど、青少年健全育成とした作文及び標語です。

■応募資格／松伏町の住民又は松伏町に通学若しくは通勤している18歳以下の青少年

■応募方法／(1) 作文

- ①応募作品は1人1点とします。
- ②作品は400字詰め原稿用紙を縦書きで使用し、小学生3年生以下は3枚以内、小学生4年生以上は3～5枚とします。
- ③作品のはじめ(原稿用紙の余白部分)に氏名(ふりがな)、住所、学校名、学年を明記してください。

(2) 標語

教育文化振興課にある専用の用紙に記入の上、ご提出願います。

■締切り／6月13日(金)までに教育文化振興課に提出してください。

■審査発表／審査委員会で審査し、優秀賞を決定し、賞状及び副賞を贈呈します。

■その他／優秀受賞者は、社会を明るくする町民の集い(7月26日(土)中央公民館内田園ホール・エローラ)で表彰します。また、作文優秀受賞者は、同日において発表していただきます。作品は、創作で未発表のものとし、返却はいたしません。